

議案第72号

西脇市勤労福祉センター条例を廃止する条例の制定について

西脇市勤労福祉センター条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年12月 3 日

西脇市長 片 山 象 三

（理 由）

西脇市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正化を図るため、老朽化が進む西脇市勤労福祉センターの供用を廃止する。

西脇市勤労福祉センター条例を廃止する条例

西脇市勤労福祉センター条例（平成17年西脇市条例第 127号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年西脇市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

中小企業者等支援事業審査 会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
勤労福祉センター運営委員 会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

を

」

「

中小企業者等支援事業審査 会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
---------------------	----	-------	---------------

に

」

改める。